

IV 「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けて
(魅力・交流・文化 分野)

施策 1.3 都市ブランドの確立と更なる魅力

我が国の都市ブランド・移住促進分野が直面する課題と展望

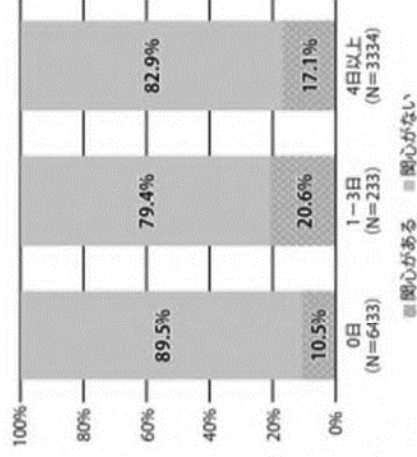
1. シビックプライドと人口増加の関係

- 大東建設株式会社において、全国1,879市区町村に居住する20歳以上の男女354,521名を対象に居住満足度を調査を実施。
- 「シビックプライド要素」と人口増加率の相関関係を分析した結果、「誇りを持って居る」ことは人口増加とあまり関係がなく、「知り合いが多い」ことは負の相関関係であった。
- 30名以上の回答が得られた全国1,068自治体の人口増減率を目的変数に、住みこち因子とシビックプライド関連回答を説明変数にした重回帰分析及び構造方程式モデリングのパス解析を探索的に分析。
- シビックプライド要素同士の関係として、「住み続けたい」から矢印を逆にたどると、街に「誇りを持つ」ことで、街に対して「愛着」が生まれ、「住み続けたい」という気持ちになるという構造が示された。一方で、「知り合いが多い」ことは街に対する愛着や、住み続けたいという気持ちと関係がほとんどなかった。

2. 二地域居住・地方移住への関心の変化

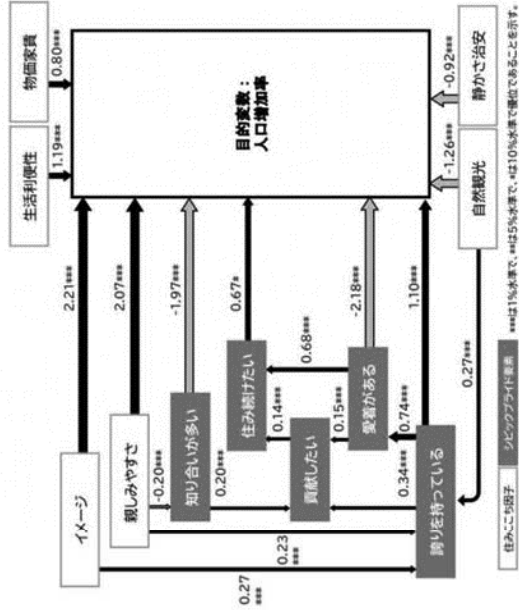
- コロナ禍前と現在の二地域居住・地方移住に対する関心の有無について、関心のある人の割合は、コロナ禍前は9.2%だったのに対し、現在は12.9%と増加。テレワークの普及に伴い、「二地域居住」や、「地方移住」への関心が高まっており、テレワーク経験者の方が、二地域居住・地方移住への関心が高い。

■二地域居住・地方移住への関心
(テレワーク利用日数別)



出典：国土交通省「国民意識調査」

■人口増加率に対する住みこち因子とシビックプライド要素の関係を表したパス図

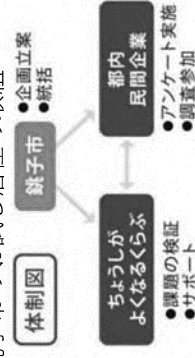


出典：いい部屋ネット 街の住みこちランキング2020<総評レポート>

3. 全国に地域居住等促進協議会の設立

- 国では、様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住等の機運を一層高めめるため、令和3年3月に「全国二地域居住等促進協議会」を設立。
- 全国の市区町村の「お試し居住・体験暮らし」に係る取組状況では、41.3% (1,741市区町村) が取組みを現在行っていると回答している。(令和2年度国土交通省調査)
- 千葉市銚子市では、都市部の企業の社員の社員に空き家を活用したお試し住宅を体験してもらった取組を実施。

■銚子市のお試し居住の取組



市が整備したお試し住宅

出典：国土交通省、二地域居住推進の取組事例集（平成29年度）

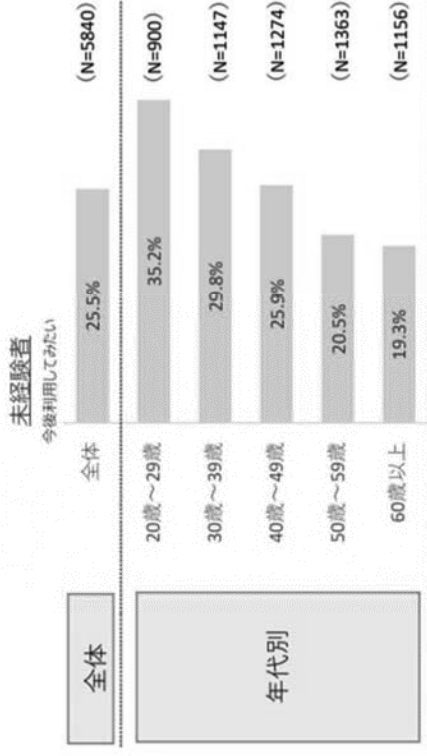
施策 1 4 個性豊かな観光と交流を創出する

我が国の観光分野が直面する課題と展望

1. 新型コロナウイルス感染症をもたらした観光のトレンドの変化

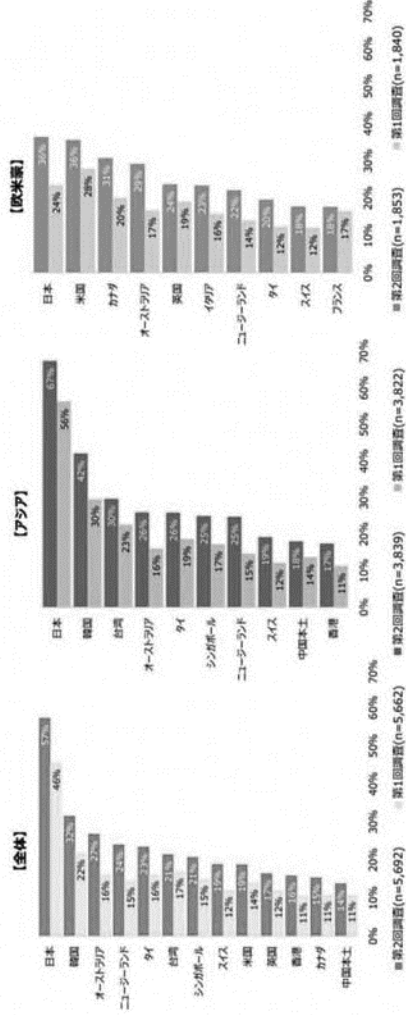
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け観光需要は大きく減少し、観光庁「旅行・観光消費動向調査」によると、1泊や個人旅行の割合が増加した。
- 新たな旅のあり方として、オンラインツアーが増えらうためのプロモーションとしての効果も期待されている。
- JTBの調査によると、コロナ収束後の旅行意向として、2020年（令和2年）7月以降、「これまで以上に旅行に行きたい」との割合が増加。また、年代別にみると、10代から30代の若者の旅行意向が強い傾向となった。
- また、次に海外旅行したい国・地域を尋ねたところ、日本は高い評価を受けており、特に清潔さへの期待が寄せられている。

■ オンラインツアーに対する意向



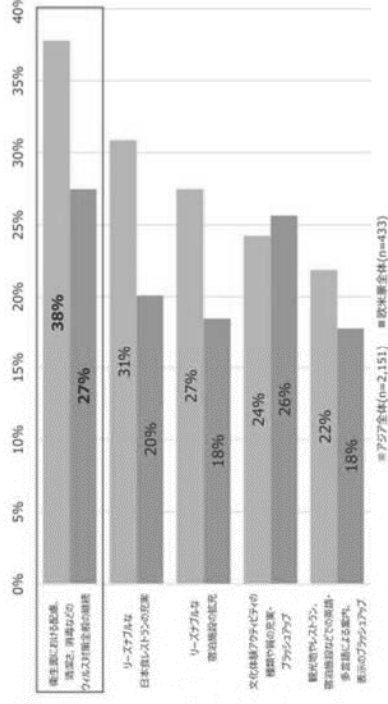
出典：株式会社JTB 総合研究所「新型コロナウイルス（COVID-19）に関連したアンケート調査」（2020年9月）

■ 次に海外旅行したい国・地域（上位10箇国・地域）



出典：観光白書（観光庁）
DBI・JTB「アジア・欧米系訪日外国人旅行者の意向調査(2020年6月、12月)」より作成

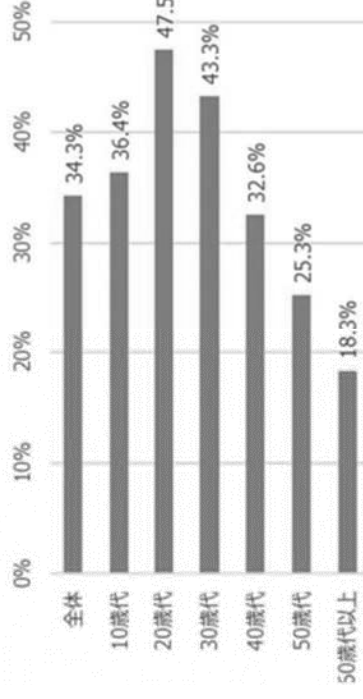
■ 新型コロナウイルス感染症終息後の訪日旅行全般に期待したいこと



2. ワークেশヨンの普及促進

- ・ 観光庁では、テレワークが普及し、働き方が多様化していることも踏まえ、ワークেশヨンやブレジャー16等の仕事と休暇を組み合わせた旅行を、働き方改革とも合致した「新たな旅のスタイル」と位置付け、企業（送り手側）、地域（受け手側）等と連携しながら、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化に向けて普及を促進している。
- ・ ワークেশヨンに関する調査によると、特に20歳代、30歳代の実施希望率が高い結果となっている。

■年代別のワークেশヨンの実施希望

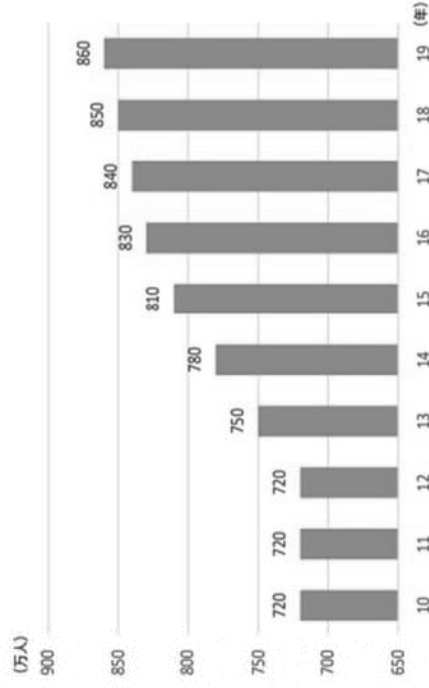


出典：内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

3. 自然体験へのニーズの高まり

- ・ 新型コロナウイルス感染症が拡大する以前より、キャンプ等のアウトドア需要は高まっており、オートキャンプ参加人数は、過去6年間で約100万人増加しているが、さらに新型コロナウイルス感染症による旅行者の変化として、3密の回避につながる、自然が多い地域への訪問意向が高まっているとの調査結果がある。

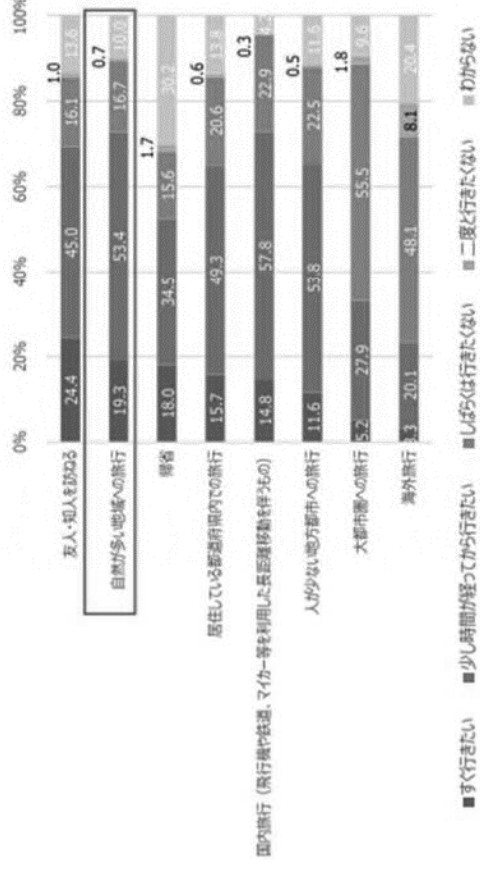
■オートキャンプ参加人数の推移（推定値）



出典：(一社)日本オートキャンプ協会「オートキャンプ白書 2020」

出典：JTB・JTB 総合研究所「新型コロナウイルス感染症拡大による、暮らしや心の変化及び旅行再開に向けての意識調査 2020」(2020年5月)

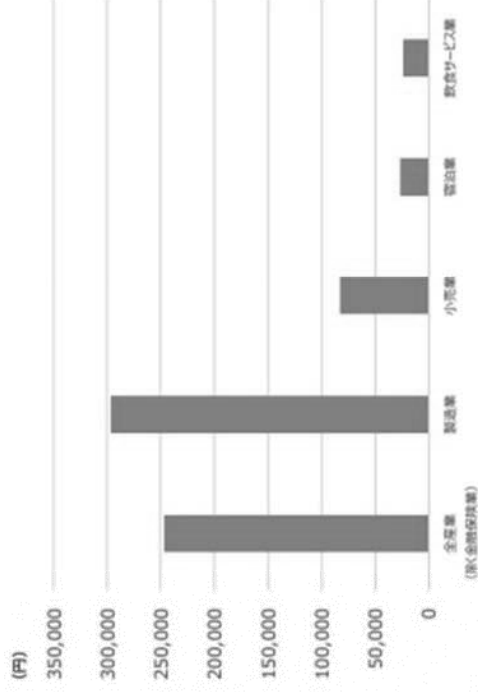
■意識調査 渡航や外出自粛が緩和された場合、どんな旅行にいつ頃行きたいか



4. 観光におけるDXの導入

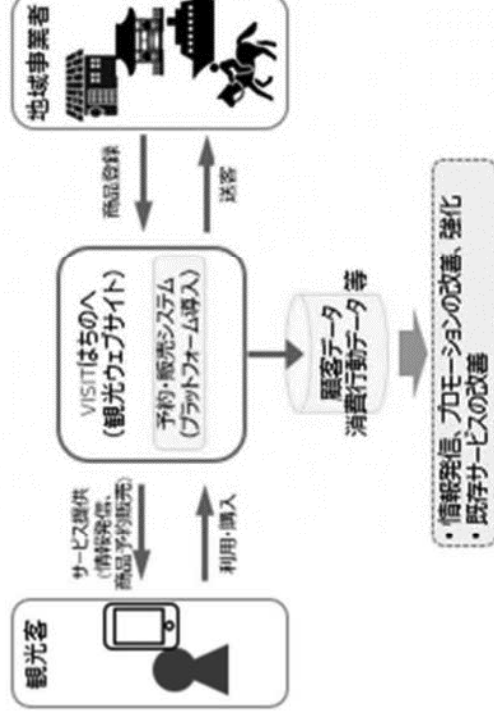
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、対面や接触を避ける観点からオンライン予約が進展し、かつ、宿泊施設等においてICTを活用したセルフサービス化が進んだ。5GやIoT、高精度位置認識に加え、中長期的には3Dホログラム等が普及すると考えられ、観光分野もこうした先進的な技術を取り込んでいく必要がある。
- 観光関連産業には中小企業が多いことから、デジタルツールの導入やデータ活用が遅れているとの指摘がある。宿泊業における従業員1人当たりソフトウェア装備額は、他の産業と比較して少なくなっている。
- 観光コンテンツの面からも、XR、高精度位置認識技術等を活用することにより、観光資源を深く体験・体感することが可能となるだけでなく、これまでにない新たな観光体験を提供することが可能となる。
- 大分県豊後高田市には、危険なため修行僧以外の立ち入り原則禁止されている「天念寺無明橋」がある。ここではVRを活用し、橋を渡る修行体験コンテンツを提供しており、橋からの眺めなどが体験できる。さらに、VR等により、これまで障がい・病気を理由に旅行自体が難しかった方々にも旅行体験を提供することが可能となっている。
- 観光地域づくり法人(DMO)等では、観光客に関する属性や購買などのデータ、位置情報等を分析することで、リピート率を高めるためのCRM(顧客管理)や、「誰がどこでどの程度の時間滞在したのか」等を把握することができ、これにより新たな旅行商品の開発や収益率の向上、観光地での密の回避等が可能となる。
- 「VISITはちのへ(DMO)」は、宿泊、体験メニュー、飲食、特産品をオンラインで予約・購入できるシステムを構築した。これにより国内外の旅行者や旅行会社や八戸圏域の商品を購入しやすくなった一方、観光地域づくり法人(DMO)としては購入データをもとにリピーター獲得のためのマーケティングを実施することが可能になった。

■従業員1人当たりソフトウェア装備額



出典：観光白書（観光庁）、財務省「法人企業統計調査」より作成

■VISITはちのへ(DMO)のオンラインシステム



出典：観光白書（観光庁）、一般財団法人 VISIT はちのへホームページから作成

我が国の文化活動分野が直面する課題と展望

■文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にはふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）概要

これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

- 地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定等）
 - 個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要
 - 都道府県が策定する大綱的な方針・計画等
 - 都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定できる
 - ・大綱記載事項
 - 都道府県としての域内に所在する文化財の総合的な保存・活用に関する取組の方針や必要な措置、広域的な地区ごとの取組、災害発生時の対応、域内の市町村による地域計画策定への支援方針等を記載
 - ・都道府県の役割
 - 都道府県は市町村の計画策定の助言や広域連携のほか、未策定の市町村における文化財の保存・活用に係る取組に対し、積極的な役割を果たす
 - 市町村が策定する地域計画
 - 市町村は、国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を策定している場合には大綱を踏まえつつ、単独で又は他の市町村と共同し、地域の文化財に関するマスタープランとして、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画（以下、「地域計画」という。）を策定できる
 - ・計画記載事項
 - 地域の文化財の総合的な把握の上で、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を記載
 - ・策定手続
 - 計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は都道府県をはじめ関係者で構成される協議会を組織。協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、博物館、文化財所有者、地域住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成
 - 地方文化財保護審議会への意見聴取を必須とし、必要な場合は文化財の所有者等とも調整。地域住民の声も適切に反映
 - ・国による認定等
 - 市町村は、都道府県を經由して国に地域計画の認定を申請でき、国が一定の要件を満たす計画を認定。認定された場合の制度上の効果として、計画認定された市町村の国に対する文化財の登録の提案、必要な事務体制のある一般市・町村による手奉げ式の事務の実施の特例の2点につき措置
 - ・民間の推進主体となる団体
 - 市町村が、地域計画の趣旨に沿って活動する団体を指定できる

1. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

- これまで文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策を講じ、所有者等の尽力により文化財を保護。一方で社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機。
- これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務。
- 国では、文化審議会において平成29年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にはふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」を策定。これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策を、①総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化と②個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充とした。

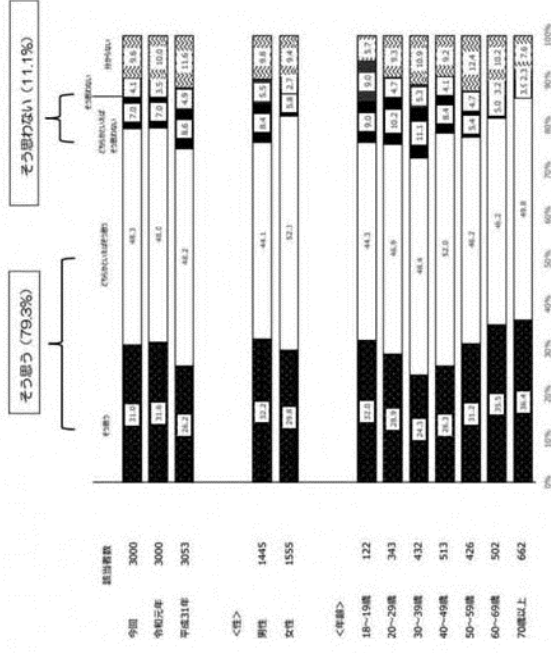
2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

- 文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要な事項等を明確にし、所有者等の文化財の維持・管理・活用・伝承等の自主性・的随性向上が必要。このため現在も国指定重要文化財建造物等で作成を推奨している、個々の文化財の「保存活用計画」を制度上に位置付け
 - ・計画の記載事項：文化財の現状（所在地・所有者・保存状況等）、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保護継承の方針等（詳細は文化財類型ごとの特性を踏まえ整理）
 - ・国の認定等：計画の内容を国が確認し、認定するとともに、認定計画の中に記載された保存・活用の具体的な行為については、計画認定後に要する諸手続を弾力化
- 文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開など活用が難しい場合もあり、現行の管理責任者制度について、使いやすく実効性のある制度とすることが必要。
 - ・管理責任者について、管理の責任のみならず文化財の保存及び活用全体として所有者を支援できることとし、所有者に対し保存活用計画の作成・変更を提案できる権能を付与
- 国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開に関する取組事項について、技術の進歩や公開ニーズに対応するため、材質等によって公開日数の上限を延長
 - ・第三者が重要文化財等を公開する際、年間の公開日数は延べ60日以内等の一律の基準であったところ、石、土、金属等（金属は一部製品に限る）で作られたものは、公開日数の上限を150日に延長等
- 文化財の保存と活用を両立させるため、活用に当たり必要不可欠な文化財の取扱いや保存・管理等の知識・技能等に関して文化財所有者・管理団体・美術館・博物館等の関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備を検討

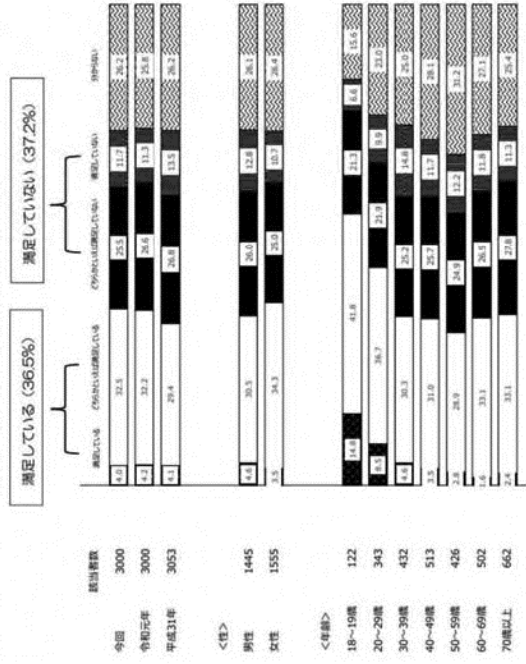
2. 地域の文化的環境に関する意識

- 「伝統的な祭りや歴史的な建物などの存在が、その地域の人々にとって地域への愛着や誇りとなる」との考え方について、どのようか尋ねたところ、「そう思う」と回答した人の割合は79.3%と高い割合。
- 住んでいる地域での文化的環境に満足しているか尋ねたところ、「満足している」と回答した人の割合が36.5%とほぼ変わらず。
- 住んでいる地域の文化的環境を充実させるために、何が必要だと思うか尋ねたところ、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」と回答した人の割合が25.5%、「ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実」と回答した人の割合が25.2%と高く、ついで、「地域の芸能や祭りなどの形状・保存」(21.0%)となっている。

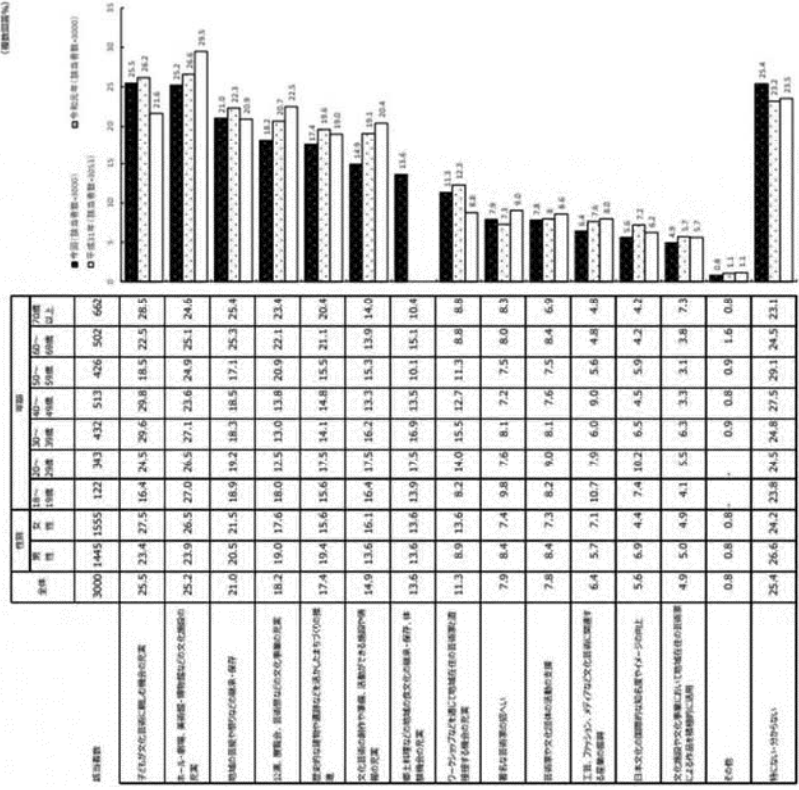
図Q10 地域の文化芸術資源に対する意識



図Q11 住んでいる地域の文化的環境の満足度



図Q12-1 地域の文化的環境の充実策



出典：文化庁、文化に関する世論調査報告書（令和3年3月）

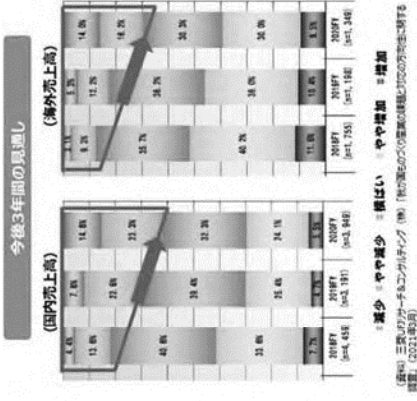
V 「産業・環境の未来都市」の実現に向けて
(産業・環境 分野)

施策16 地域産業の創造性・発展性を高める

我が国ものづくり産業が直面する課題と展望

1. 製造業の業績は引き続き減少し、先行き不透明な状況

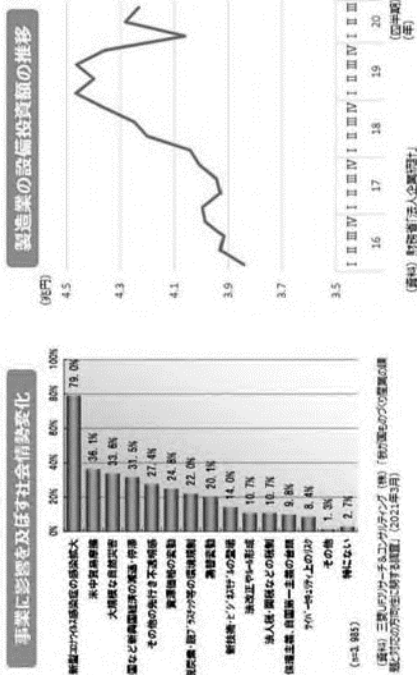
- ・ コロナ禍の影響も受け、製造業各企業の売上高、営業利益は引き続き減少傾向。
- ・ 今後3年間の見通しも減少傾向にあり、依然として先行き不透明な状況が続く。



2. 製造業の設備投資が減少させる外部要因の想定が困難

- ・ 設備投資額は、2019年まで増加傾向だったが、2020年はコロナ禍の影響も受けた業績低迷により減少。
- ・ 先行き不透明な状況が続くことにより、今後も設備投資は控える傾向にある。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以外にも、多くの外的要因が我が国製造業の事業判断に影響を及ぼすものと考えられており、かつ、これらは事前に発生や変化を想定することが難しい。



3. サプライチェーンの強靭化によるリスク回避の動き

- ・ 企業における危機意識の高まりから、BCP (事業継続計画) を策定する企業が年々増加。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のように、世界全体に予測不可能な被害に備え、サプライチェーン全体の可視化や、残されたリソースでの事業継続を図るための想定が不可欠。
- ・ 「グリーン」や「デジタル」の分野での競争力のカギを握る半導体や蓄電池、川上のマテリアルに関するサプライチェーン構築・強靭化や、経済安全保障をめぐる国際動向をリスクのひとつとして精緻に把握しておくことが必要。

(例) 米中歐における輸出管理等の措置を強化

事例 マテリアル分野の競争力強化に向けた官民での取組

- ・ 「統合イノベーション戦略2020」(2020年7月閣議決定)において、マテリアル分野を「基礎分野としての重要性がますます高まる中、国際競争が激烈となっていることから、新たに取組を策定し、国を挙げた取組を推進する必要がある」と位置付け。
- ・ 同戦略に基づき、内閣府において官民の専門家による有識者会議を設置し、SDGsの実現、SDGsの達成、資源・環境制約の克服、強靭な社会・産業の構築などに向けた戦略を2021年度内に策定すべく、検討を進めている。

マテリアル分野の4つの柱

- 1. サプライチェーンの強靭化
- 2. 半導体・先端材料の競争力強化
- 3. 資源・環境制約の克服
- 4. 資源・環境制約の克服

(資料) 内閣府

事例 サプライチェーンの可視化による初動の迅速化

【トヨタ自動車(株)】

- ・ 2011年の東日本大震災では、部品供給が途絶え車両生産が停止。調達先の被災状況を把握するために3週間を要し、生産の正常化が9月となった。
- ・ こうしたことから、仕入先情報を正確・迅速に可視化するための「RESCUESシステム」を開発・実装。
- ・ 代替生産の拠点調査も実施し、平時からバックアップ体制の確立を図った。
- ・ この結果、状況把握に要した日数は、2016年の熊本地震では1.5日、2018年の平成30年7月豪雨(西日本豪雨)以降は0.5日に短縮。今般のコロナ禍でも、生産体制の迅速な再構築に寄与。

(資料) トヨタ自動車(株) "Sustainable Data Book"

4. カーボンニュートラルが製造業の成長のカギ

- 我が国としても2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指すと言言。
- 2020年12月にはグリーン成長戦略を策定し、技術革新を通じて今後の成長が期待される14の重要分野ごとに実行計画を策定。加えて、2兆円のグリーンイノベーション基金や研究開発税制などによって、企業の挑戦を積極的に後押し。
- サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルへの取組や、金融機関によるグリーンファイナンスの導入などの動きも拡大。
- 製造事業者は、積極的な行動変容により、カーボンニュートラルを成長のカギとなる可能性がある。



【出】 Climate Action Network (CANA)の「2050年カーボンニュートラル宣言」(2021年4月1日発表)
※本図は「2050年カーボンニュートラル宣言」の資料を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。
<https://climateactionnetwork.org/2050-carbon-neutrality-declaration>

事例 2030年までにサプライチェーンのカーボンニュートラルを實現

【米・Apple】

- 2020年7月、2030年までにサプライチェーンも含めたカーボンニュートラルを目標として発表し、サプライヤーがApple製品の製造時に使用する電力についても、2030年までに再生可能エネルギー100%を目標とする目標を掲げた。
- この要求に応じることを宣言したサプライヤーは2020年7月時点で計71社。このうち約半数は、半導体製造製品を供給する「化」(株)や、関連製品の製造や販売を行う「株」(株)など、自社がApple製品の製造から販売までのサプライチェーン全体でCO₂削減に取り組んでいる。

【出】 Apple, "Environmental Progress Report 2021"

事例 全製品のカーボンフットプリントを提供

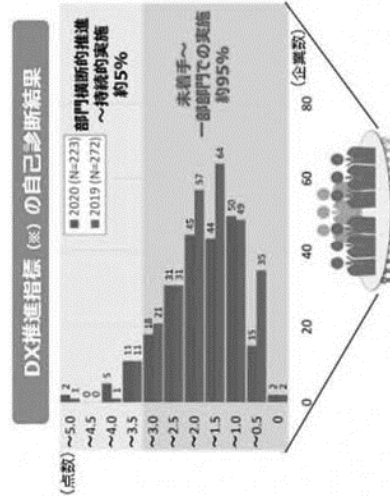
【独・BASF】

- 2020年7月、製品の原材料調達から出荷までの温室効果ガス排出量(カーボンフットプリント)を算出し、顧客への提供を開始すると発表。
- 2021年未だには、全製品について、カーボンフットプリントのデータを提供できるようにする予定。
- BASF社の製品を用いて製造された製品を製造するメーカーにとっては、このデータを用いることで、自社の製品のカーボンフットプリントを算出することが可能となる。

【出】 BASF, "Product Carbon Footprint"

5. レジリエンス強化、技術承継など製造業においてもDXは有効

- 我が国では、目指すべき社会の姿として「Society 5.0」を掲げ、2017年3月には我が国の産業が目指すべき姿として「Connected Industries (コネクテッドインダストリーズ)」のコンセプトを提唱し、世界に向けて発信。
- 現状、DXの取組は、製造事業者に限らず多くの企業において未着手又は一部部門での実施にとどまっており、十分に進んでいるとはいえない。



- DXの取組深化を図るには、企業単位での取組のみならず、学べる環境づくりが重要。
- 製造業におけるDXは、レジリエンス強化やノウハウのデジタル化など、日本のものづくりを支えてきた現場の優れた技術の未来への継承や更なる有効活用にもつなげることが期待。

※DX推進指標とは、経済産業省が2019年7月に策定した、企業がDXの取組状況について理解を自己診断するための指標。
【出】 経済産業省「DXレポート(中間取組の進捗)」(2020年12月)

事例 アバターロボットによる作業の遠隔化

【(株)メルティンMMI】

- 2020年3月、パワフルさと耐用性を両立し、遠隔操作が可能なアバターロボットを開発。危険環境における各種作業を人間が遠隔で実施することに成功。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、製造業、建設業、電力・ガス・石油業界などで非接触化のためにアバターロボットを活用する期待が高まってきており、ENEOS(株)の中央研究所では、試験や分析の作業を遠隔で行う実証実験を実施している。
- 今後も、製造業を始め、幅広い分野でのアバターロボットの活用が期待される。

【出】 (株)メルティンMMI

事例 働き方改革とDX推進の相乗効果 (社会人向け)

- コロナ禍において移動の制限やテレワークの推進が奨励される中、現場では、社会人が自宅に居ながら新しい知識やスキルを習得する機会が増えている。
- 多様な働き方を実現するべく、2020年12月、経済産業省では、デジタルスキルを学ぶためのオンライン講座を推進する「働き方DX推進講座」のWebサイトを開設した。
- 現在は28事業者86講座(2021年3月8日時点)を掲載しており、今後も働き方DX推進講座を随時拡大していく予定としている。

【出】 経済産業省(2020年12月)

施策17 商工・サービス業の活力を高める

感染症流行による事業環境変化への対応

1. 感染症流行による変化を転機と捉え、新たな需要を獲得する企業が強い
 - 感染症流行により消費者の意識・行動は変化し、地元での消費やオンラインショッピングの利用などが増加。小規模事業者の顧客との関係づくりもオンラインツールを活用した取組が増加。こうした変化を転機と捉え新たな需要を獲得する地域の小規模な事業者も存在。

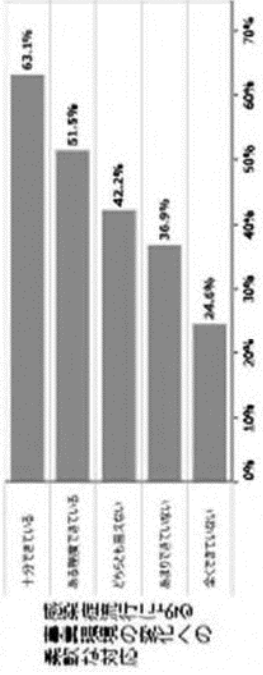
【事例】株式会社ゲイト（東京都墨田区）

- 自社の強みを軸とした事業の再構築に取り組み、感染症を含めた事業環境の変化に柔軟に対応する企業
- 株式会社ゲイト（従業員40名、資本金4,000万円）は、飲食店を経営する企業。当初は多店舗展開を戦略としていたが、2011年以降、問屋からの仕入値が毎年10～15%も値上がりしていく中、問屋への支払いを有意義な支払いや投資にできないが検討。
 - 2018年、漁船を購入し、自社で漁、加工、運搬を手掛けることで中間流通費をカット。店舗数は縮小させ、自社で調達した食材で、食事の場を楽しんでもらう仕掛けづくりに注力し、量から質へと戦略を転換。
 - 感染症流行後、宴会需要が戻ることはないと判断し、店舗縮小の計画を前倒し。独自のサプライチェーンを活用して、パットフードの企画開発など、従業員を解雇することなく、今できる新たなことに次々と挑戦。
 - 「環境の変化はこれまでもあったし、これからも劇的に起きる。経営者や企業が持つ理念やビジョンを類々に、前進していくことが重要。」と五月女社長は語る。



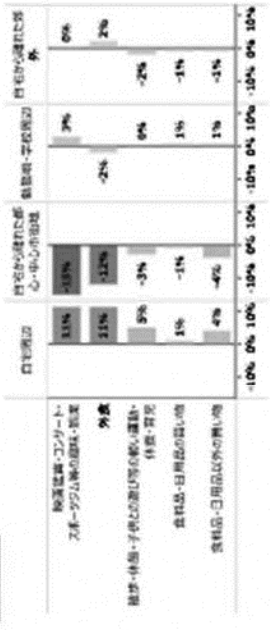
漁に参加する従業員

図1 感染症流行による事業環境変化への対応状況別に見た、売上高回復企業の割合



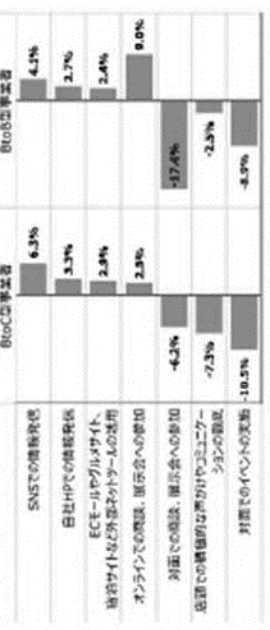
(注) 売上高回復企業とは、感染症流行後、4月から9月に最も売上高が落ち込んだ企業の前年、10～12月の売上高が中央値を上回る企業のことです。

図1 感染症流行前後の外出先の変化



資料：国土交通省「新型コロナウイルス感染症流行調査」

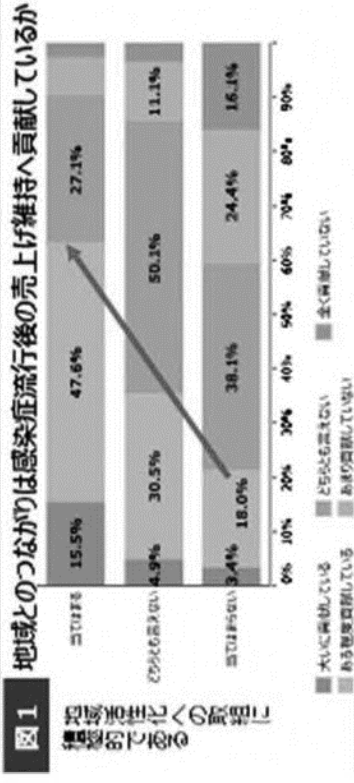
図2 感染症流行前後の顧客との関係づくりの取組の変化



資料：三豊UPリサーチ＆コンサルティング(株)「小規模事業者の環境変化への対応に関する調査」

2. 地域とのつながりが、感染症流行後の売上に貢献

- 日頃から地域とのつながりを大事にしている小規模事業者は感染症流行下でも地域とのつながりに支えられ、売上の維持にもつながっている。



【事例】合同会社ねっか（福島県只見町）

- 地域に愛される焼酎づくりで地域ブランドを生み出した酒蔵会社
- > 合同会社ねっか（従業員3名、資本金300万円）は、只見産酒米により地域に愛される焼酎づくりに取り組む酒蔵会社。
- > 試作段階より地域の農家や小売店からの意見をもとにした製品開発や当社が主導する小学生との田植イベントなどにより、地域からの認知・支持を獲得。地域住民より手土産としての購入も多く、地域ブランドとして定着。
- > 感染症流行後、飲食店からの需要は減ったものの、地域の個人消費を中心に支えられ、前年を上回る売上高を確保できた。

3. 感染症流行化における「営業・販路開拓」に変化

- テイクアウト・デリバリーの実施やECの導入支援など、事業環境の変化に合わせた支援も実施しており、小規模事業者からの期待は一層高まっている。
- 感染症流行下において海外需要を獲得するためにはECの利用も有効であり、中小企業においてもECの利用意欲が高まっている。

図2 感染症流行下における「営業・販路開拓」の支援内容

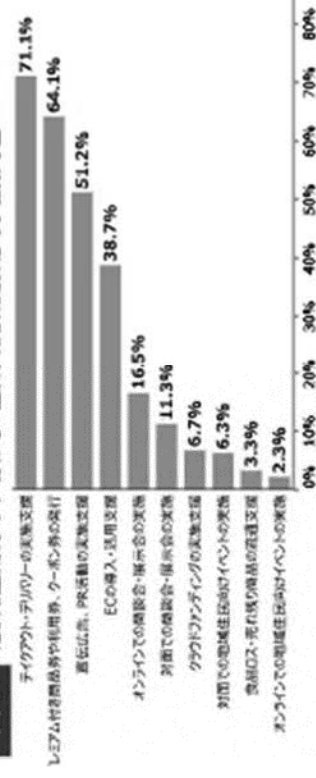


図2 ECの利用拡大意欲

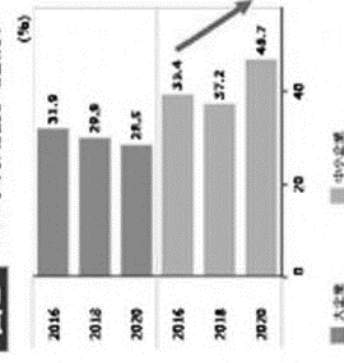
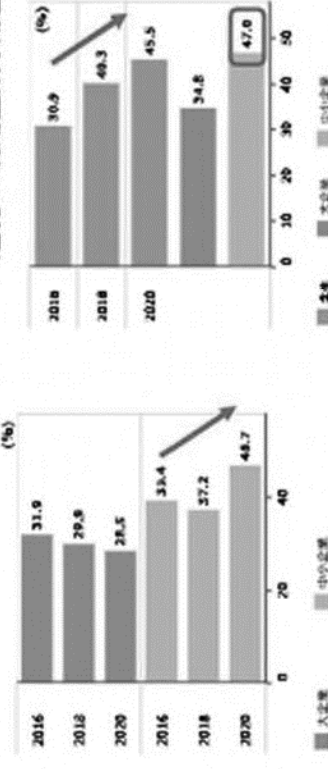


図3 EC利用企業に占める越境EC利用企業の割合



資料：日本経済団体連合会「日本経済団体連合会が実施するアンケート調査」(2021年2月)
 (注) 図2は、全国の中小企業を対象とした調査。

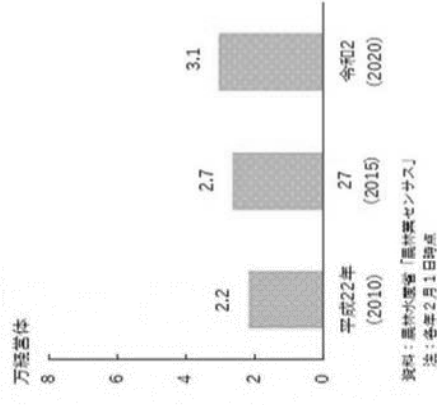
施策18 農林業の生産力・販売力・地域力を高める

農林業経営に関する動向

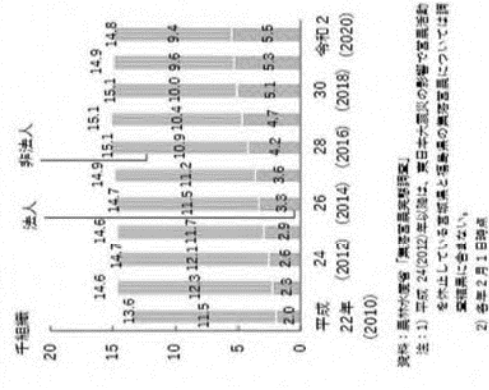
1. 農業経営の法人化を通じた後押し

- 基幹的農業従事者1の平均年齢は令和2(2020)年に67.8歳
 - 10年前より約2歳高齢化
- 農業経営の法人化に関しては、経営管理の高度化、安定的な雇用の確保等の利点があることから、都道府県に設置した農業経営相談所において専門家派遣等による相談対応が実施
- 経営発展に向けた計画(農業経営改善計画)の認定数は、法人のものは一貫して増加
 - 令和2(2020)年3月末時点で5年前に比べ37.1%増加の2万6千経営体
- 集落営農組織の法人化が進行
 - 令和2(2020)年2月時点では、5,458法人と5年前の3,622法人から50.7%増加
 - 労働力の確保や農業機械の効率的な利用の観点から、複数の集落営農組織が連携して法人を設立する取組も進む

図表 2-2-2 法人経営体数



図表 2-2-5 集落営農組織数



2. スマート農業の開発・実用化が進展

- 令和元(2019)年度からスマート農業実証プロジェクトを実施
 - 令和元(2019)年度に69地区で開始
- 令和2(2020)年10月に、今後5年間で展開する施策の方向性を示した「スマート農業推進総合パッケージ」を策定(令和3(2021)年2月改訂)。
- 平成31(2019)年4月から、様々な農業関連データを連携・活用できるデータプラットフォーム「農業データ連携基盤(WAGRIわぐり1)」の運用が開始

図表 2-8-1 スマート農業推進総合パッケージの概要

(1) スマート農業の実証・分析・普及
 ①スマート農業実証プロジェクト
 ②体系的な研究開発の推進
 ③機関間に向けた体制強化
 推進：スマート農業推進イニシアチブ(農研機構本部)

(2) 新たな農業支援サービスの育成・普及
 ①プラットフォームの創設と育成プログラムの策定
 ②農業支援サービスの調査・分析、マッチング
 ③農業支援サービスへの支援強化
 スマート農業サービス創出プラットフォーム 農業サービス連携基盤の創設

(3) 実践環境の整備
 ①農業データの活用促進
 ②スマート農業に適した農業農村整備
 ③技術の進展に応じた制度的対応
 スマート農業に適した環境整備
 農産物輸出促進
 中山間地域などの環境整備
 スマート農業推進イニシアチブ(農研機構本部)

(4) 学習機会の提供
 ・スマート農業教育の充実等
 ・社団法人・農協の育成・支援
 農業実証推進協議会の設立

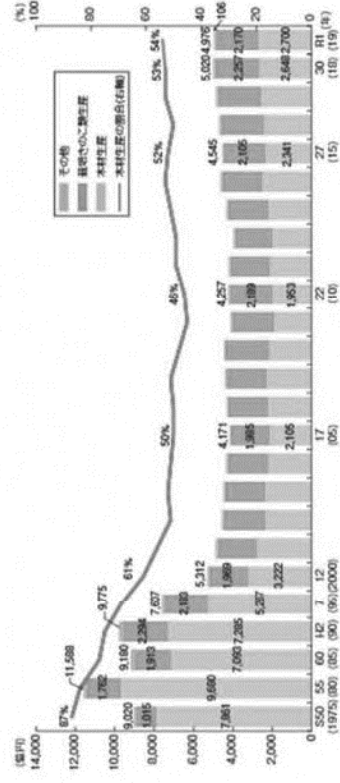
(5) 海外への展開
 ・国際的なアウトリーチ活動の強化等
 ・五田聖樹さん海外展開の支援推進

資料：農林水産省作成

3. 林業経営の一層の利益還元に向けた経営基盤強化

- 林業産出額の5割を占める木材生産は4年連続で増加
- 林業経営体による素材生産量及び労働生産性は上昇傾向
- 林業従事者も含めた山元への一層の利益還元に向けて、森林組合の経営基盤の強化が必要

林業産出額の推移



注：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。

資料：農林水産省「林業産出額」

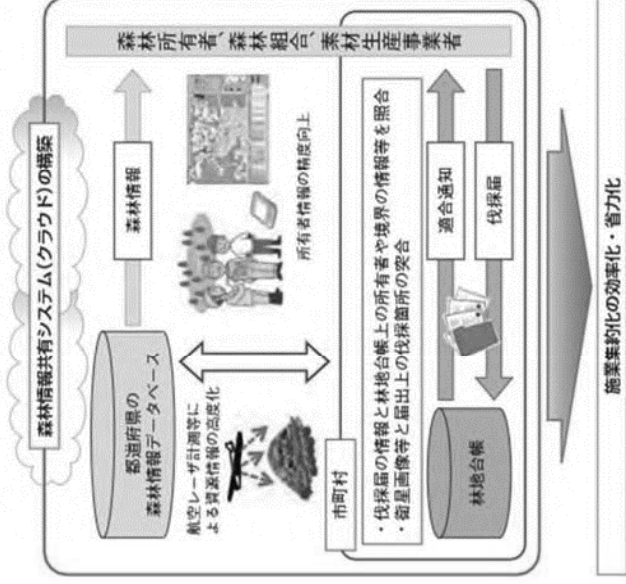
4. 林業労働力の常時雇用化、若年化、女性による活動などが進む

- 林業産出額の5割を占める木材生産は4年連続で増加
- 業従事者数は、2015年は4.5万人で全体として減少傾向であり、従事者の確保が重要。
- 一方で、林業従事者の常時雇用化は進展。年者率はほぼ横ばいで推移し、若返り傾向。
- 林業に従事する女性や都道府県の女性林業技術系職員による、女性同士の任意団体が各地で活動。
 - 2020年、各任意団体の垣根を越えて、林業に関わりのある女性が集い、学び、意見を交わし合うことを目的としたオンラインネットワーク「森女（もりじよ）ミーティング」が発足

5. 林業経営の効率化に向けた情報共有システム等の活用

- 効率的な作業システムにより生産性向上を図るためには、複数の所有者の森林を取りまとめ、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」が必要
- 提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」の育成、森林経営計画制度の運用等を通じて、施業の集約化を推進
- 所有者や境界の情報を一元的に管理する林地台帳を活用し、林業経営体に対して、施業集約化に必要な森林情報の提供を推進
- 2020年6月に成立した第10次地方分権一括法による森林法改正で、地方公共団体が林地台帳の所有者情報を更新するにあたり、固定資産課税台帳の情報が利用可能に
- 森林GISや林地台帳等の効率的な共有のため、都道府県での森林クラウドの導入を推進

森林クラウドを活用した森林施業の集約化のイメージ



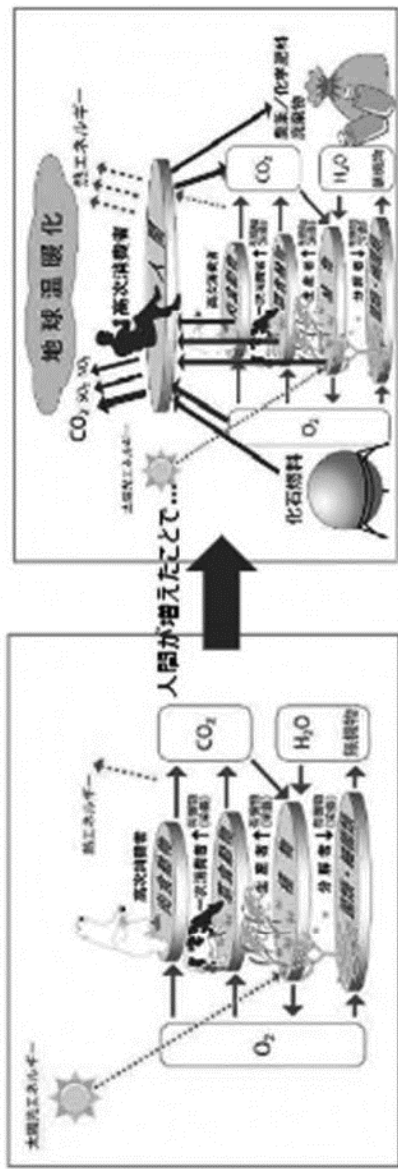
資料：林野庁計画課作成。

施策19 環境への負荷を低減する

循環型社会、生物多様性に係る動向

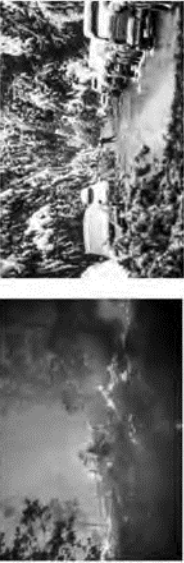
1. 経済社会のリデザインと3つの移行

- 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) は、2020年10月に公表した「生物多様性とパンデミックに関するワークショップ報告書」にて、1960年以降に報告される新興感染症の30%以上は、森林減少、都市化等の土地利用の変化などが発生要因になっていると指摘。
- 「地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)」では、生物多様性に関する2020年までの世界目標である「愛知目標」の達成は困難な状況と評価。自然との共生を実現するために移行が必要な8つの分野を特定、個別ではなく連携した対応を行うことが必要と強調。
- 国内外で深刻な気象災害等が多発、地球温暖化で今後の豪雨や猛暑のリスクがさらに高まると予測。
 - 2020年世界の平均気温は2016年と並んで観測史上最高
 - 衆議院及び参議院の本会議で気候非常事態宣言決議が採択され、気候非常事態を宣言



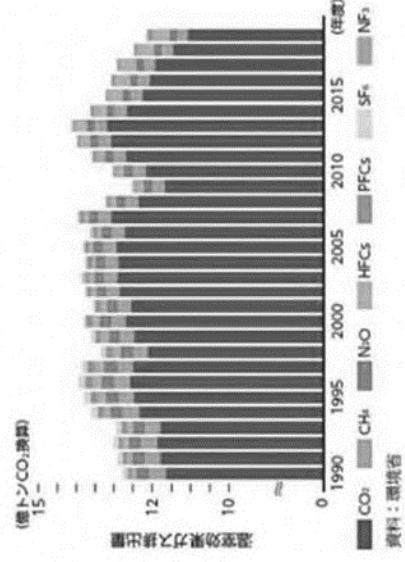
(資料: 国立環境研究所「ここが知りたい温暖化」より環境省作成)

米国西部の森林火災 9月7日33.3°Cの猛暑から翌8日1.1°Cとなり降

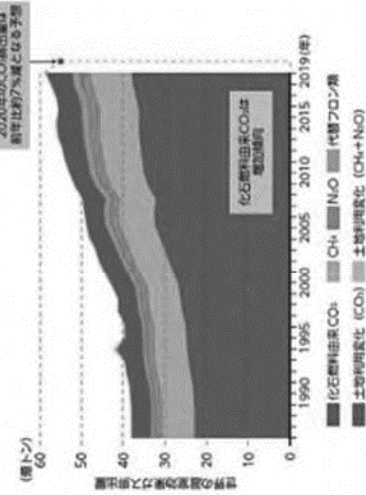


- 我が国の2019年度の温室効果ガス排出量(確報値)は12億1,200万トン (CO₂換算)、1990年度以降の過去30年間で最も少ない排出量。
 - 2020年の世界のCO₂排出量は前年比約7%減となる予想だが、パリ協定の排出削減目標達成にはほど遠く、今世紀内に3°C以上の気温上昇につながる

我が国の温室効果ガス排出量



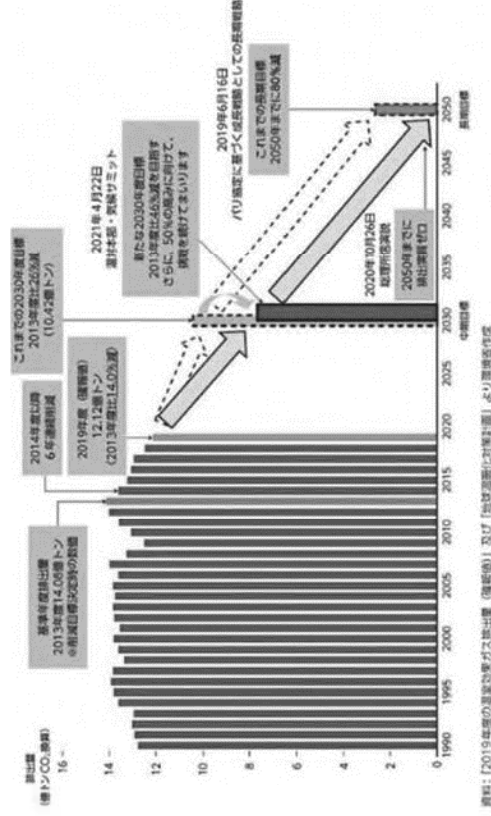
世界の温室効果ガス排出量



注: UNEP 「Emissions Gap Report 2020」では、2020年の世界のCO₂排出量は、前年比約7% (2-12%の範囲) 減となるだろうと述べられている。
資料: UNEP 「Emissions Gap Report 2020」より環境省作成

2. 脱炭素社会・循環経済・分散型社会への移行

- 2020年10月26日菅総理大臣は、カーボンニュートラルを目指すことを宣言。
- 脱炭素化を経営に取り込む企業数は世界トップレベル。環境省は経団連などと連携し、経済界と脱炭素社会に向けて取り組む。
- 世界の潮流は、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」へ。循環源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」へ。循環経済を競争力の源泉とし、世界で約500兆円の経済効果があると言われている成長市場に挑む。
- 再生可能エネルギーを地産地消するとともに、売電によりエネルギー代金の収支を改善し、地域の中において資金を循環させて経済に好循環をもたらすことを期待。さらに災害時における地域内エネルギー確保が可能に。
- 地域脱炭素ロードマップの策定。



我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の推移

3. 持続可能な社会づくり

- 地域の豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活かし、再生可能エネルギーを地産地消するとともに、地域社会の課題解決にも貢献。
- ナッジを活用した行動変容により、脱炭素型のライフスタイルへの転換が実証。
- 日本の里地里山のような地域の自然資源の保全と持続可能な利用の両立を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」が国際的に高評価。国際パートナーシップの会員は、2021年3月時点で73か国・地域の271団体。

エネルギーの地産地消でエコリゾートに
(一般社団法人でんき亭月)

エコバス(低炭素電気バス)

宇奈月温泉(富山県黒部市)の観光客減少等の地域課題解決のために地元企業、商工会議所、旅館組合等が2010年に立ち上げた組織が主体。

- 温泉街を流れる水路を利用した小水力発電を利用し温泉街を周遊する低速EVIバスを運行、さらに各旅館の送迎車を中止。
- 温泉熱を利用した無敵水敷雪システムを導入。

(資料: でんき亭月)



ナッジを活用した行動変容(楽天)

ナッジ (nudge) とは、行動科学の知見の活用により、「人々が自分自身にとって良い選択肢を自発的に取るように手助けをする政策手法」。環境への取組についても、人々に気づきを与えることを通じて、無関心な人も主体的に楽しみながら、できることから一つずつ取組むようになることが期待される。

- 楽天では、宅配便の再配達防止を通じたCO₂排出量の削減やトラックドライバーの労働時間削減のための実証実験を実施中。
- スマートフォンのアプリで荷物の到着予定の通知により、1回での受取率が11%増加することが実証された。

宅配便のステータス通知(資料: 環境省)

VI 「交通の未来都市」の実現に向けて
(都市空間・交通 分野)

施策20 暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する

新型コロナウイルス危機を契機としたまちづくりの方向性

1. 新型コロナウイルス危機を契機とした変化

⇒ 都市の持つ集積のメリットは活かしつつ、「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要

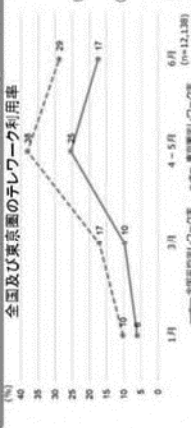
<テレワークの進展>

- ・ 職住近接のニーズが高まり、働く場と居住の場の融合が起こっていく可能性
- ・ オフィス需要に変化の可能性。老朽中小ビルなどは余剰発生の可能性

<生活重視に意識が変化>

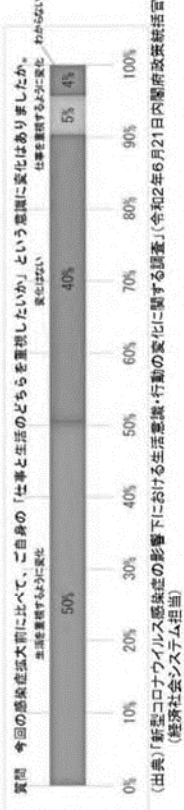
- ・ 東京一極集中の是正が進みやすくなる可能性
- ・ とりあるオープンスペースへのニーズの高まり

テレワークの進展



(※)テレワーク利用増 インターネット調査モニターである読者(自営業主業を含む)に対して、テレワークの利用の有無を調査し、その結果を公表した者の割合
(※)東京圏 東京、神奈川、埼玉、千葉
(出典)「第2回テレワークに関する読者調査」(令和2年6月2日) 読者調査結果報告書(令和2年6月2日) (公財)NIRA総合研究開発機構

生活重視に意識が変化

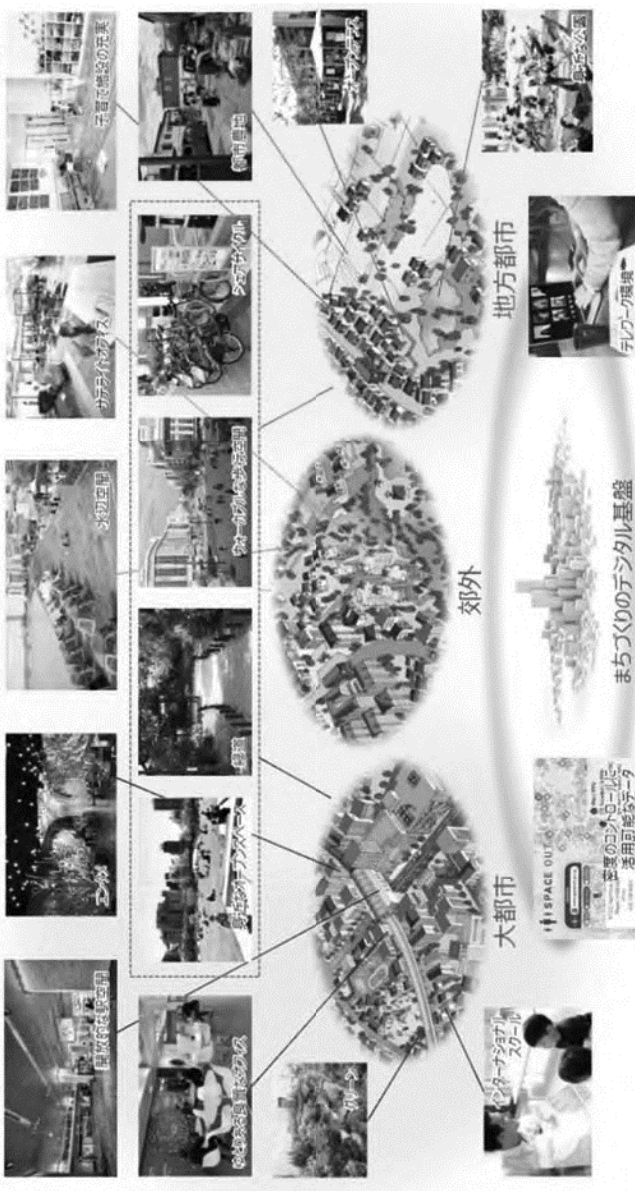


質問 今回の感染症拡大前に比べて、ご自身の「仕事と生活のどちらを重視したいか」という意識に変化はありましたか。
(出典)「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2年6月21日)内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

2. 今後の都市政策の方向性

⇒ 人や機能等を集積させる都市そのものの重要性に変わりはなく、国際競争力強化やウォーカーカブルなまちづくり、コンパクトシティ、スマートシティの推進は引き続き重要。こうした都市政策の推進に当たっては、新型コロナウイルス危機を契機として生じた変化に対応していくことが必要。

- ・ 人々の働く場所・住む場所の選択肢を広げるとともに、大都市・郊外・地方都市と、規模の異なる複数の拠点が形成され、役割分担をしていく形が考えられる。
- ・ 複数の用途が融合した職住近接に対応し、様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるようなまちづくりが必要。



「新型コロナウイルス危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理) (国土交通省都市局)

まちの機能、活力の維持・向上に関する対応内容

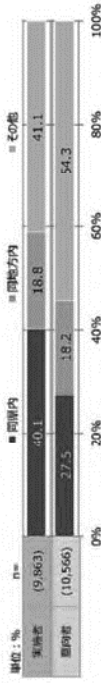
1. コンパクト+ネットワークの推進等による多角連携型の国土づくり

- ・ 人口減少・高齢化が進行する中、「コンパクト+ネットワーク」の推進により、各地域の各種サービス機能をコンパクトに集約
- ・ 各地域を交通や情報通信等のネットワークでつなげることにより一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持

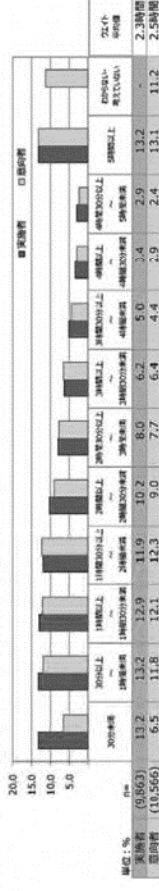
2. 全国で二地域居住の取組みが始まる

- ・ 地域づくりの担い手となる人材確保に向け、「二地域居住」や、「地方移住」に関心を有する人の誘致が進む
 - 国土交通省では、二地域居住等の推進を図るための情報発信や、関係省庁協力のもと、地方公共団体・関係団体・関係事業者からなる全国二地域居住等促進協議会との連携等により、二地域居住等を推進。

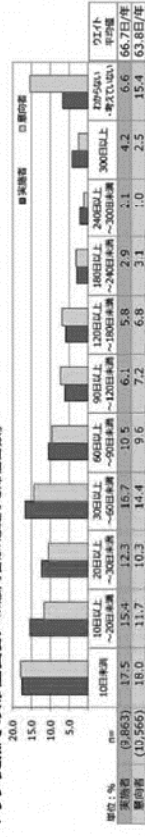
◆サブ拠点の場所 ※意向者は「希望する場所」



◆サブ拠点までの移動時間 ※意向者は「想定する滞在時間」



◆サブ拠点での滞在日数 ※意向者は「想定する滞在日数」

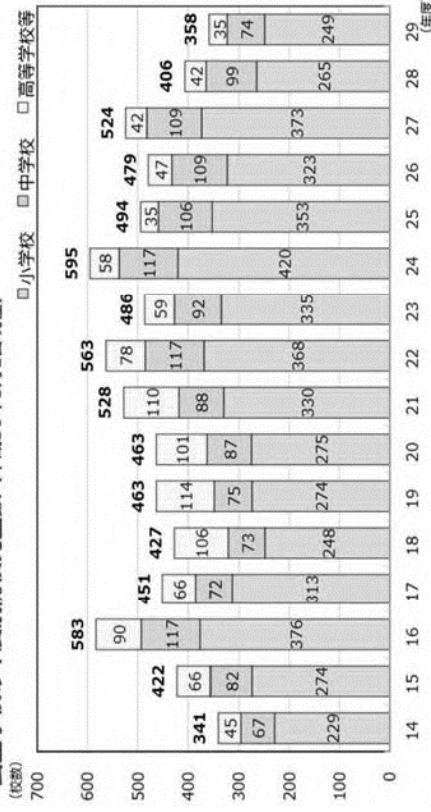


出典：不動産流通経営協会

3. 廃校を活用した地域の拠点づくりが進む

- ・ 文部科学省では、平成22年9月に「～未来につながる～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組や廃校活用マッチングイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて、廃校施設の活用を推進している

公立学校の年度別廃校発生数（平成30年5月1日現在）



コワーキングスペースとして利用
(鳥取県 旧隼小学校)



大学のサテライトキャンパスとして利用
(石川県 旧小泊小学校)

施策21 快適な住環境と自然豊かな都市環境を創出する

住宅政策に係る動向

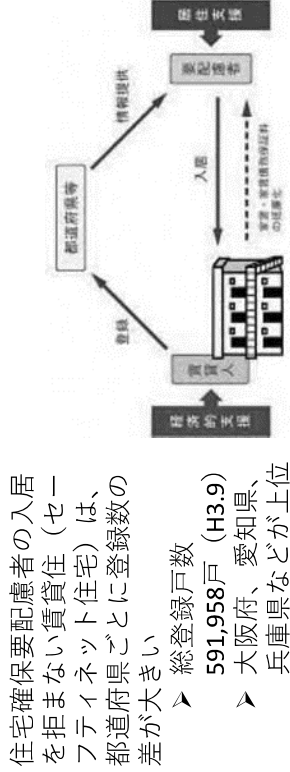
1. 住生活の安定確保及び向上に向けた取組

- 令和3年3月に閣議決定した、3年度から12年度を計画期間とする住生活基本計画（全国計画）において、「社会環境の変化」の観点から一つの目標と基本的な施策を位置づけた計画に基づき、社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活の実現に向けて、施策を推進



2. 新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタート

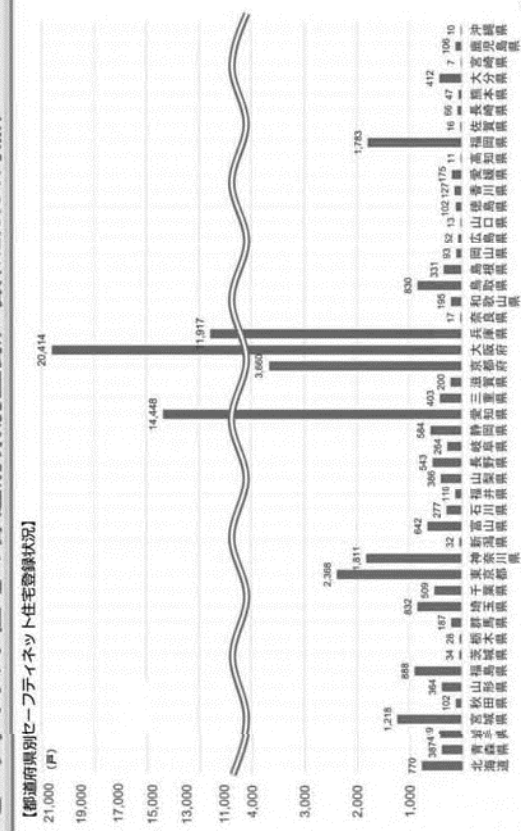
- 高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後増加する見込みだが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況。
- 民間の空き家・空き室は増加している。
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）は、都道府県ごとに登録数の差が大きい



要配慮者の入居を拒まない住宅（登録住宅）

- 総登録戸数
- 591,958戸 (H3.9)
- 大阪府、愛知県、兵庫県などが上位

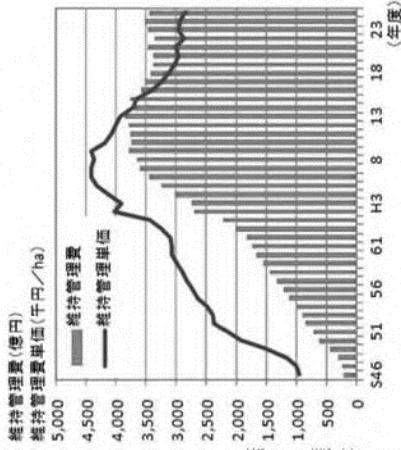
セーフティネット住宅の都道府県別登録戸数(R2.8.31時点)



公園みどり政策に係る動向

1. 新たな時代の都市マネジメントへの対応

- 緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージへの移行が求められる。
 - 社会の成熟化、市戸の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化が背景



〔都市公園等の維持管理費の推移〕

2. 民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現 (都市緑地法の改正)

- 「市民緑地認定制度」の創設により、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して、公園と同等の空間を創出する取組を支援・促進
 - 固定資産税・都市計画税の軽減、ファニチャー補助等

本制度を公有地(普通財産)で活用する自治体のメリット

- 民間の開発に含ませて活用することで、公園的空間を創出
- 緑地の管理運営を、民間事業者の資金で実施することが可能
- 緑地の管理運営水準を、法的に担保することができる
- 住民1人当たり都市公園面積を増やすことが可能

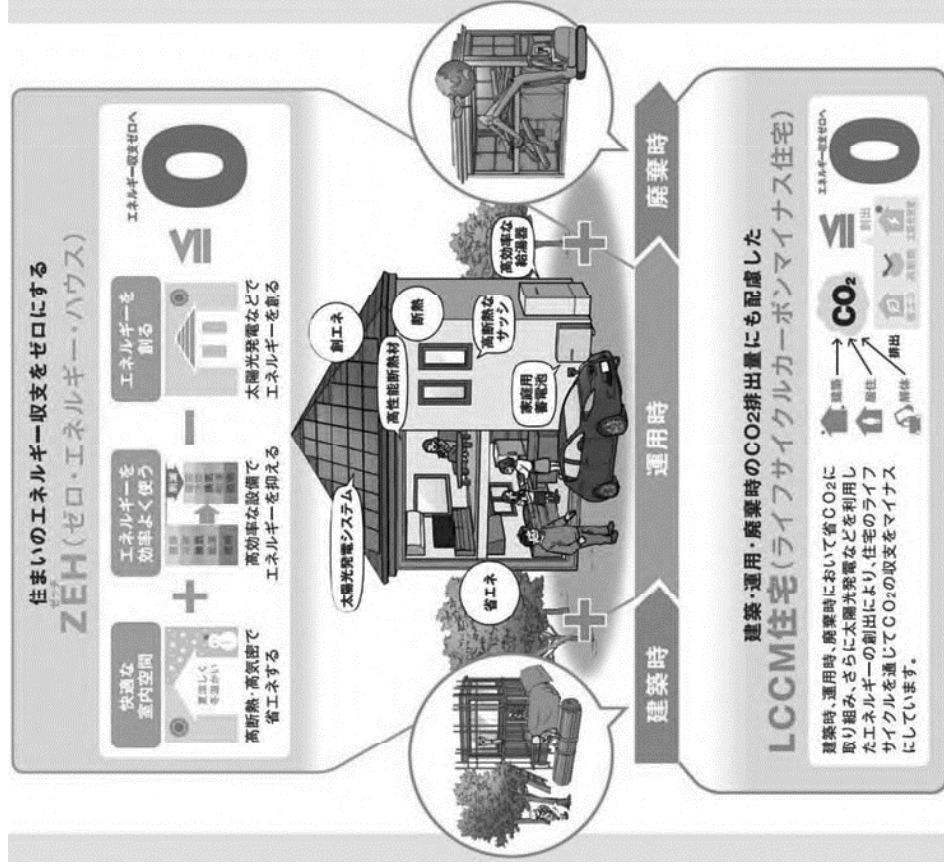
⇒ いずれも自治体の財政負担なし



認定市民緑地のイメージ

3. 住宅の省エネ・省CO2化の取組が本格化

- 我が国では、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）において、「住宅については、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」とする政策目標を設定
- 地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）においても同様に政策目標を設定
- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、省庁を超えた取組が開始



施策22 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する

交通政策の動向

1. 今後の急激な人口減少の下で、地域公共交通をめぐめる環境はますます厳しいものとなる想定

- 路線バス事業の輸送人員は軒並み大幅な下落傾向。特に地方部の減少が激しい。
- 全国の約7割のバス事業者において、一般路線バス事業の収支が赤字。
- 地域鉄道事業者の6割以上の経常収支が赤字。
- 自動車の運転業務の人手不足が年々深刻化。
- 有効求人倍率は全職業平均の約2倍。(R元年度の自動車運転の有効求人倍率3.10)
- 高齢者の免許返納の数は、近年大幅に増加。

2. 持続可能で強靱、高度なサービスを提供する「次世代型の交通システム」へ転換 (第2次交通政策基本計画)

<基本方針>

- A) 「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保」
- 「事業者の連携の促進」等による地域の輸送サービスの維持確保 等

<主なKPI> 【新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数】

197件 (2020年) → 700件 (2025年)

B) 「我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化」

- 公共交通のデジタル化、データオープン化運輸行政手続のオンライン化 等

<主なKPI> 【バス事業者等において、標準的なバス情報フォーマットでダイヤの情報が整備されている事業者数】 382件 (2020年) → 900件 (2025年)

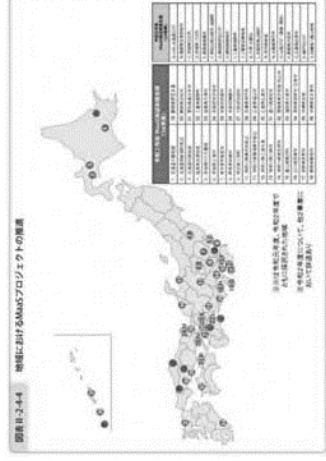
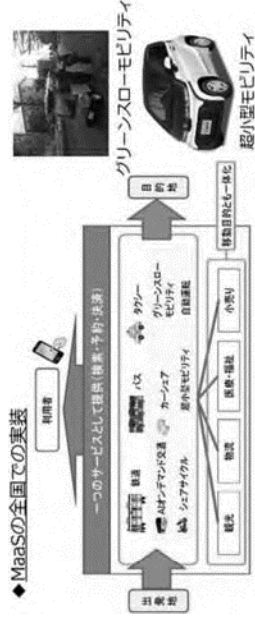
C) 「災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」

- 事業者への「運輸防災マネジメント」導入 等

<主なKPI> 【地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率】 約34% (2019年度) → 約73% (2025年度)

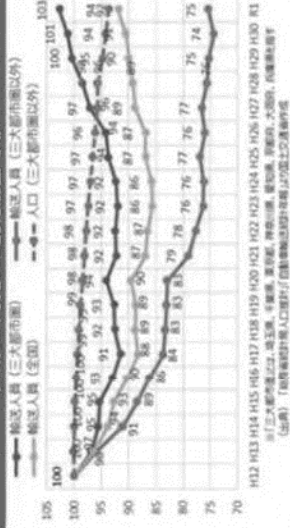
3. MaaS等新たなモビリティサービスの推進

- 国土交通省、経済産業省において、先導的な取組みを行う地域や事業を選定し支援を実施

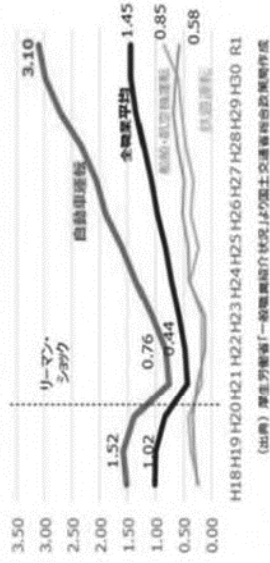


バスの輸送人員の推移

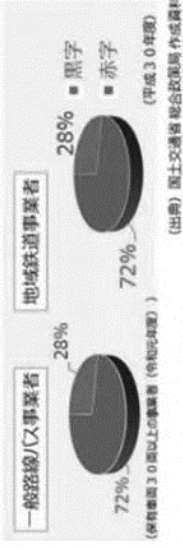
(平成12年度を100とした輸送人員)



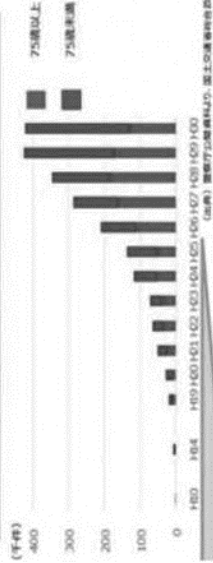
自動車運転事業の人手不足 (有効求人倍率(常用パート含む。)の推移)



地域公共交通サービスの長退 (一般路線バス事業者及び、地域鉄道事業者の経常収支)



免許返納は年々増加 (申請による運転免許の取消件数の推移)



自転車を通る現状及び課題

地球温暖化対策の動向（交通）

図表II-2-10-1 自転車活用推進計画の概要（令和3年5月28日閣議決定）

自転車活用推進計画の概要

1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け

(2) 計画期間

(3) 自転車を通る現状及び課題

第1次計画からの社会情勢の変化等

第2次計画の目標

第3次計画の目標

2. 自転車の活用推進に関する目標及び実施すべき施策

3. 自転車の活用推進に関する施策

4. 自転車の活用推進に関する施策を踏まえつつ計画的に推進するために必要な事項

1. 環境にやさしい自動車の開発・普及、最適な利活用の推進

- 自動車の燃費改善
- 燃費性能向上を促す仕組み
- 環境に優しい自動車の普及促進
- 次世代大型車等の開発、実用化、利用環境整備
- エコドライブの普及・推進

図表II-8-1-2 エコ通勤とは

【エコ通勤のイメージ】

事業者が主体となり、従業員への働きかけ、電量・バスの情報提供、通勤制度の促進、通勤バスや公共交通機関の活用などにより、環境に優しい通勤のあり方を考える取り組みで、モビリティマネジメントの一環。

モビリティ・マネジメントとは、「過度に自動車に頼るが故」から、「公共交通や徒歩などを活用した多様な交通手段を適度に（＝かきこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。

制度事務局：国土交通省、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団

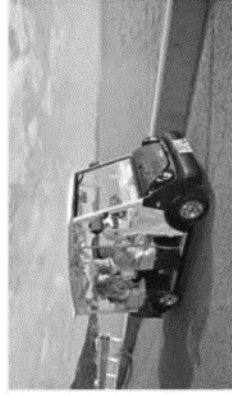
平成21年6月発効

エコ通勤に関する取組みを積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取り組みを国民に広く紹介する制度。

令和2年9月末現在、771事業所が登録

2. グリーンスローモビリティの活用

- 時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスを「グリーンスローモビリティ」とし、普及を促進。
- エコ、かつ低速のため、近距離移動を得意とし、ラスト・ファーストワンマイルの移動や観光客が景色を楽しむことができる周遊等への活用が期待。

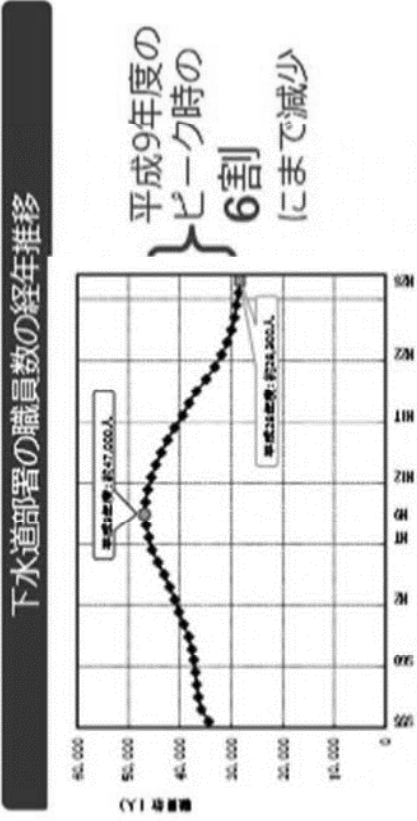


施策23 質の高い上下水道サービスを提供する

下水道事業に係る動向

1. 下水道職員の減少、使用料収入の減少

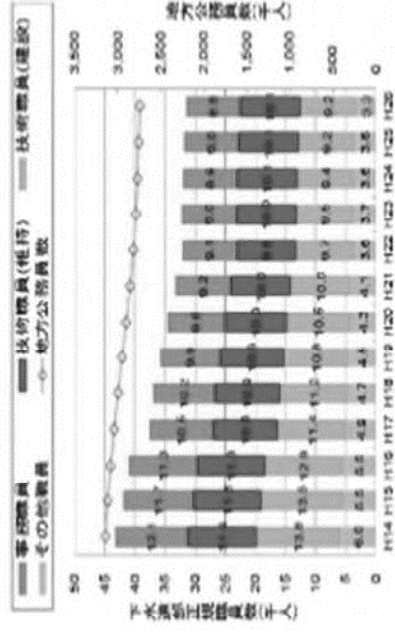
- 下水道職員の減少が顕在化するとともに、将来の使用料収入減少が懸念される



・資料: 「地方公共団体実業管理調査結果 (総務省)」

全国地方公務員数と下水道部署正規職員数の推移

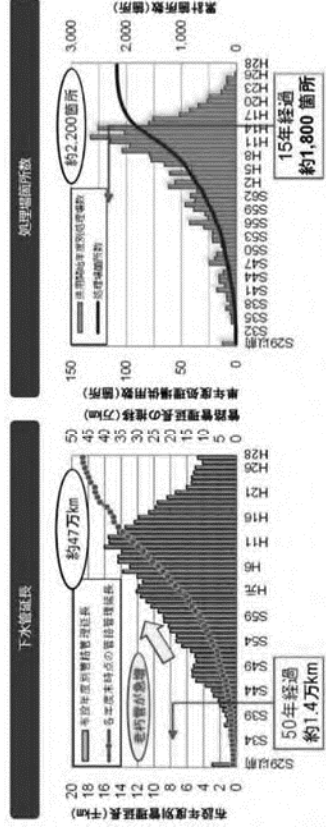
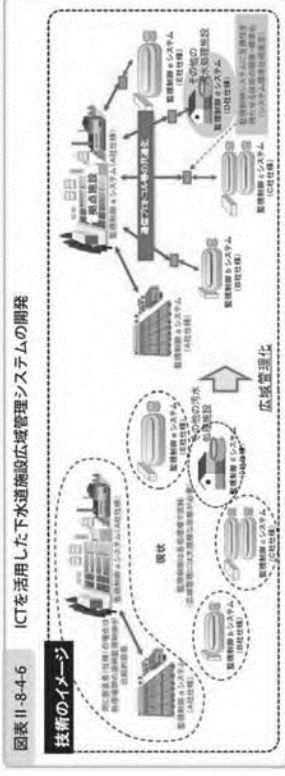
下水道部署正規職員数は、10年間で26%減少



地方公務員数: 「地方公務員給与実態調査」
下水道部署正規職員数: 「下水道統計(日本下水道協会)」

2. 下水道事業の老朽化対策が急務

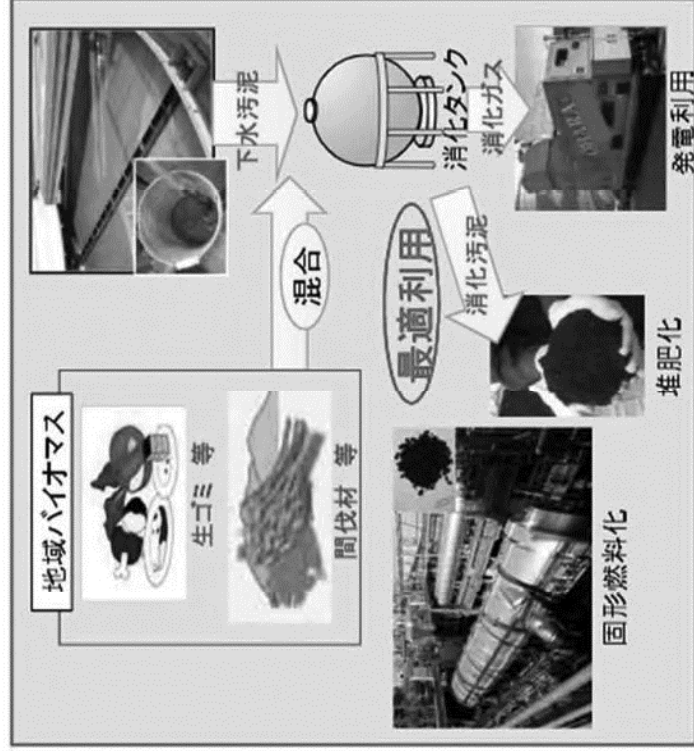
- ストックマネジメントによる老朽化対策が急務
 - ▶ 下水道ストックは、管渠延長約48万km、終末処理場約2,200箇所 (R元年度末現在)
 - ▶ 高度経済成長期以降に急激に整備されたことから、今後急速に老朽化施設の増大の恐れ (すでに年間約2,900か所で腐食等による道路陥没が発生)
- ICTを活用した下水道施設広域管理システム開発に着手
 - R3年度より下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト) として取り組む。
- 下水道事業の経営健全化の促進
- PPP/PFI手法の導入及び検討や下水処理場等の維持管理業務における包括的民間委託の更なる活用に向けた取り組みを実施
 - ▶ 浜松市、高知県須崎市などで下水道コンセッション事業を開始



3. 下水道の活用による付加価値の向上

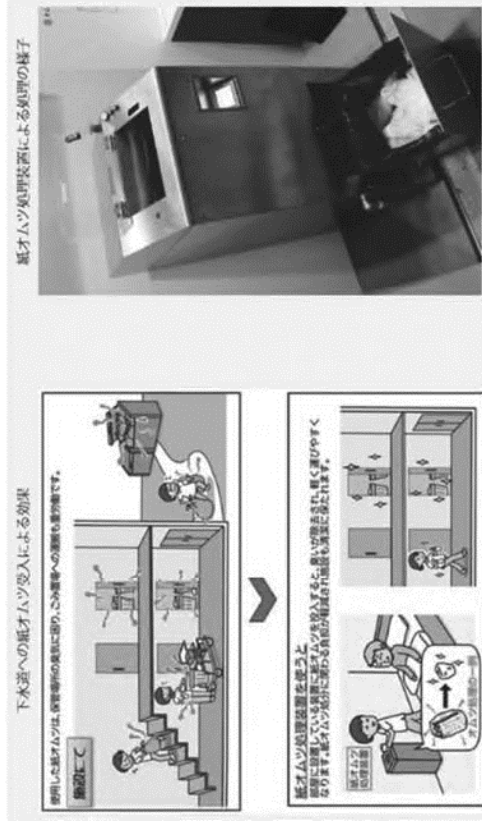
資源・エネルギー利用の促進

- 下水汚泥の燃料化・肥料化推進
 - PPP/PMIの活用や地域バイオマス受入れ等による広域的・効率的な汚泥利用（下水処理場の地域バイオマスステーション化）等、地域における最適化への重点的支援
 - 省エネ・創エネの推進により、概ね20年での下水道事業の電力消費半減を実現
- BISTRO下水道の推進
 - 優良取組みや効果等の発信、メデイエータ（仲介役）を介した農業関係者と下水道事業者の連携促進



下水道での使用済み紙おむつ受入

- 使用済み紙オムツの下水道受入を検討することで、介護・育児の負担軽減や健康的な生活確保への貢献を目指す
 - 高齢者の介護において使用済み紙オムツの保管・処理・処分が大きな負担となっている状況への対応
 - 下水道事業の新たな展開に向け下水道の付加価値向上が必要
- 令和2年度には、新潟県南魚沼市の社会福祉施設にて紙オムツ処理装置を設置した社会実験を実施
 - 下水道への水質等の影響、廃棄物削減量、福祉分野での労働環境等の影響を評価・検証

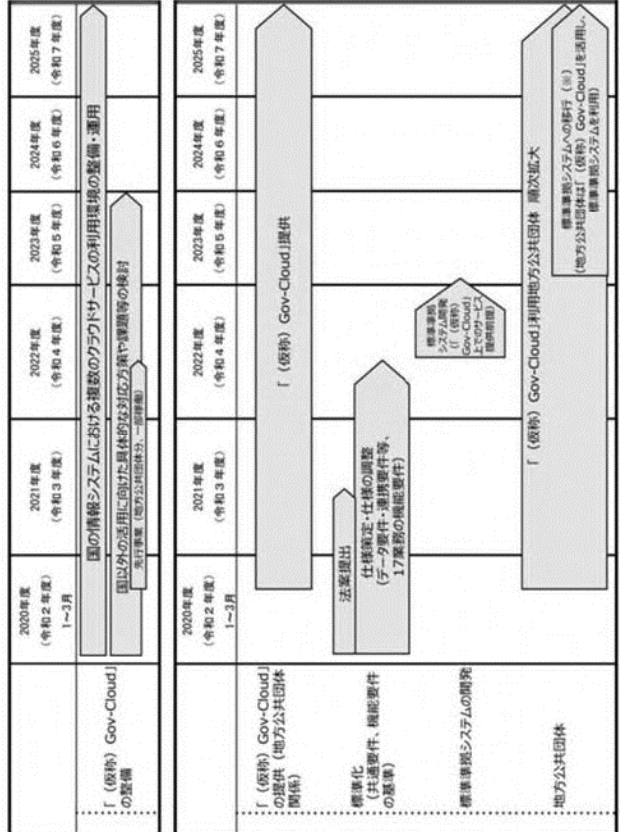


施策 2.4 強固な行政経営基盤を確立する

我が国の行政経営分野が直面する課題と展望

1. デジタル改革の推進
 - ・ 国では、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口としてデジタル庁を創設することを柱としたデジタル改革について検討。
 - ・ 令和2年(2020年)12月25日、IT基本法の見直しの考え方やデジタル庁設置の考え方について政府の基本的な方針を盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(以下「デジタル改革基本方針」という。)を閣議決定。
 - ・ また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、地方自治体の情報システムに基づき、地方自治体クラウドを「ガバメントクラウド」を活用できるよう検討を進めている。
 - ・ 「ガバメントクラウド(Gov-Cloud)」とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス(aaS、PaaS、SaaS)の利用環境であり、早期に整備し、運用の開始を目指す。

地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いていく。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

<p>IT基本法の見直しの方</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供でき、多様な幸せが実現でき、社会がより豊かになる。 デジタル社会の形成の基盤的役割 (1)オープン・透明、(2)公平・倫理、(3)安全・安心、(4)継続・安定・強靭、(5)社会意識の醸成、(6)迅速・柔軟、(7)包摂・多様性、(8)浸透、(9)新たな価値の創造、(10)国際貢献 	<p>デジタル庁 (仮称) 設置の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> 強力な経営管理機能 (他省庁) を有する組織 基本方針決定などの企画立案、国の情報システム全体の統括・管理、重要なシステムは自ら整備・運用 デジタル庁 (仮称) の業務 <ul style="list-style-type: none"> 国の情報システム：基本的な方針を策定、予算を一括計上することで、統括・管理、重要なシステムは自ら整備・運用 地方自治体のデジタル基盤：全国標準のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整 マイナンバー：マイナンバー制度全体の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構 (G-リス) を国と地方が共同で運営 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点分野で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・管理 データ活用：ID制度等の企画立案、パーソナライズドサービス サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査 デジタル人材の確保：国家公務員総合試験にデジタル区分 (仮称) の創設を検討 デジタル庁 (仮称) の組織 <ul style="list-style-type: none"> 内閣府直轄、相場の官舎内閣府管理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別顧問、特別顧問 (仮称)、デジタル審議会 (仮称) を設置 各省 (大臣官舎) 事務局長、非常勤事務局長 (仮称) 他を置く CTO (最高技術責任者) や CDO (最高データ責任者) 等を置き、官邸内府内事務局長の設置 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置 令和3年9月1日にデジタル庁 (仮称) を発足
<p>IT基本法の施行後の状況の変化・法整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供でき、多様な幸せが実現でき、社会がより豊かになる。 デジタル社会の形成の基盤的役割 (1)オープン・透明、(2)公平・倫理、(3)安全・安心、(4)継続・安定・強靭、(5)社会意識の醸成、(6)迅速・柔軟、(7)包摂・多様性、(8)浸透、(9)新たな価値の創造、(10)国際貢献 	<p>どのような社会を実現するか</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の幸福と生活の向上の実現：「一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供でき、多様な幸せが実現でき、社会がより豊かになる。」 「一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供でき、多様な幸せが実現でき、社会がより豊かになる。」 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し デジタル社会の形成に向けた取組事項 <ul style="list-style-type: none"> ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備 行政や公共分野におけるサービスの向上 人材の育成、教育、学習の環境 安心して参加できるデジタル社会の形成 <p>役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る 国と地方が連携し、信頼性のあるデジタル社会の共同化・集約等を推進 <p>国の役割と責任、重点計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> データ活用に関する取組の進捗を定期的に報告し、主体的な参画、貢献 デジタル社会形成のため、政府が重点計画を作成、公表

出典：デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 (令和2年12月25日)

出典：内閣府情報通信技術(IT)総合戦略室 地方自治体によるガバメントクラウドの活用について (案) 令和3年8月

施策 2.4 強固な行政経営基盤を確立する

2. 地方自治体によるガバメントクラウドの活用

- 総務省は、令和2年11月より、各地方自治体が、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組み方策を検討するため、「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」を4回にわたり開催し、令和2年12月25日「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定。
- 自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりとまとめた。

■自治体DX推進計画における重点取り組み事項

重点取り組み事項	国の主な支援策等
<p>① 自治体の情報システムの標準化・共通化 自種時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</p> <p>② マイナンバーカードの普及促進 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制作を充実</p> <p>③ 自治体の行政手続のオンライン化 2022年度末を目指し、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続(31手続)について、マイナンバーカードからマイナンバーカードを用いてオンライン申請を可能に (※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(被災証明書)、自動車保有(4手続)の計31手続)</p> <p>④ 自治体のAI・RPAの利用推進 ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進</p>	<p>自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕組を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【関係府省】</p> <p>自治体の情報システム標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を2021年通常国会に提出【総務省・内閣官房】</p> <p>国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【内閣官房】</p> <p>2020年度第3次補正予算において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組みを支援（国費10/101508.6億円 2025年度まで）【総務省】</p> <p>個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【総務省】</p> <p>2020年度第3次補正予算において、出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実に対する支援を実施(783.3億円)【総務省】</p> <p>マイナンバーに自治体との連携機能等を実装【内閣府】</p> <p>マイナンバーのUI・UX改善【内閣府】</p> <p>2020年度第3次補正予算において、子育て、介護等の手続について、マイナンバーと自治体の基幹システムとの連携を支援（国費1/2 249.9億円 2022年度まで）【総務省】</p> <p>AI・RPA導入ガイドブックの策定【総務省】</p> <p>AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築（自治体スマートプロジェクト事業）【総務省】</p> <p>【再掲】デジタル人材の確保・育成【総務省・内閣官房】</p>
<p>⑤ テレワークの推進 テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進 ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大</p> <p>⑥ セキュリティ対策の徹底 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底</p>	<p>テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】</p> <p>LGWAN-ASPIによるテレワーク環境の提供【総務省】</p> <p>テレワーク導入事例等の提供【総務省】</p> <p>2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】</p> <p>自治体の標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討【総務省】</p> <p>2020年度第3次補正予算において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援(国費1/2 29.3億円 2022年度まで)【総務省】</p>
【自治体DXの取り組みとあわせて取り組むべき事項】	
<p>① 地域社会のデジタル化 デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進</p> <p>② デジタルデバイス対策 「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援</p>	<p>デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進員(仮称)」2000億円を計上(2021年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】</p> <p>「デジタル活用支援員」が主体となる「デジタル活用支援員」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【総務省】</p> <p>【再掲】デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進員(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】</p>